

# 地方独立行政法人宮城県立こども病院競争入札参加心得

## (目的)

第1条 この心得は、地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）が行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が、守るべき事項を定めるものとする。

## (法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、「地方独立行政法人宮城県立こども病院契約実施規程（平成18年4月1日施行）（以下「契約実施規程」という。）」その他関係法人規程等、契約書及びその他関係法令の各条項並びに入札指名通知事項及び入札説明書の各項等を遵守しなければならない。

## (公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、次の各号のいずれかに違反した場合において、「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和5年9月1日施行）」の定めるところにより資格制限措置を受けることがある。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 談合情報対応マニュアルに基づく事情聴取に応じなければならない。
- (5) 談合情報対応マニュアルに基づく誓約書を提出しなければならない。
- (6) 法人職員に不正要求をしてはならない。
- (7) 法人職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不相当と認められる言動を行ってはならない。
- (8) 前各号のほか、心得の事項について遵守しなければならない。

## (入札の無効)

第4条 契約実施規程に定めるほか、前条各号の規定に違反した入札は、無効とする。

## (その他)

第5条 入札及び契約に際しては、法人職員の指示に従うこと。

## 附 則

この心得は、令和5年9月1日から施行する。